

看護職員等宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

7保医医人第527号
令和7年5月27日

第1条 目的

この補助金は、都内に所在する病院に勤務する看護職員及び看護補助者（以下「看護職員等」という。）の宿舍の借上げを支援することで、働きやすい職場環境を実現し、看護人材の確保及び定着を図ることを目的とする。

第2条 事業の実施期間

第7条の規定に基づく交付決定がなされた日が属する年度の4月1日から3月31日までとする。

第3条 補助対象

この補助金の交付対象等は、以下のとおりとする。

(1) 対象施設

都内に所在する病院とする。ただし、国、都、独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する場合を除く。

(2) 対象宿舍

(1)に定める病院を運営する法人等（以下「法人等」という。）が借り上げた宿舍とする。

(3) 対象入居者

(1)に定める病院に勤務する常勤の看護職員等とする。ただし、当該病院の役員を除く。

(4) 対象経費

法人等が支出した、当該病院の看護職員等の宿舍借上げに係る経費（賃料、共益費（管理費）、礼金及び更新料）とする。ただし、入居者から宿舍使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引く。

(5) 補助金の額

この補助金は、次に掲げるア及びイにより算出された額を、都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

ア 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

(6) 補助対象期間

1戸当たりの補助対象期間は定めない。ただし、同一の入居者については、補助を開始してから10年を利用の限度とする。

第4条 事業実施の条件

- (1) 看護人材の確保及び定着に向けた事業計画書を作成し、取組を進めること。
- (2) 事業の効果検証のため、都が実施する調査等に協力すること。

第5条 交付申請

この補助金の交付を受けようとする病院（以下「申請者」という。）は、知事が別に定める期日までに、別記第1号様式による交付申請書に關係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第6条 変更交付申請

この補助金の交付申請内容を変更しようとする申請者は、知事が別に定める期日までに、別記第2号様式による変更交付申請書に關係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第7条 交付決定及び通知

知事は、第5条及び第6条の規定に基づく申請があったときは、交付申請書及び關係書類の審査のほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、第9条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

なお、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えた上で、補助金の交付を決定することができるものとする。

第8条 申請の撤回

申請者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議のあるときは、この補助金の交付決定を受けた日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第9条 交付条件

この補助金は、次の条件を付して交付する。

(1) 事故報告等

第7条により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者という。」）は、補助要件を満たすことが困難となった場合には、速やかにその理由及び状況について、書面により知事に報告しなければならない。また、報告に基づき、知事から必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

(2) 状況報告

知事は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の円滑適正な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(3) 遂行命令等

ア 知事は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従

って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。

イ 知事は、補助事業者がアの命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

ウ 知事は、イの一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、(7)の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(4) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときに、補助対象経費を支払ったこと及び入居事実等の補助要件を満たしていることを証明する書類を添付の上、別記第3号様式に定める実績報告書を知事が定める期間内に知事に提出するものとする。

(5) 補助金の額の確定

知事は、(4)の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書及び関係書類の審査並びに必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(6) 是正のための措置

知事は、(5)の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらを適合させるための処置をとることを命ずることができる。

(7) 決定の取消し等

ア 知事は、交付決定後においても、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

イ 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(ア) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

(エ) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

なお、この規定は、(5)の規定により交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

(8) 補助金の返還

知事は、(7)の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消

しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(9) 違約加算金及び延滞金

ア 知事が(7)の規定によりこの交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 知事が補助事業者に対して補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納付期限までに納付しなかったときは、補助事業者は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(10) 違約加算金の計算

知事が(9)アの規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者が納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(11) 延滞金の計算

知事が(9)イの規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(12) 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を備え、当該事業完了の日が属する会計年度終了後 10 年間整理して保管しなければならない。

(13) 他の補助金等との重複の禁止

補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体及び民間団体等から補助金等の交付を受けてはならない。

(14) その他

次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

イ 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

第 10 条 補則

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年財主調発第 20 号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条(5)ア関係）

1 基準額	2 対象経費の実支出額
宿舎1戸当たり 月額82,000円	法人等が支出した、当該病院の看護職員等の宿舎借上げに係る経費（賃料、共益費（管理費）、礼金及び更新料）とする。ただし、入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引く。